

○袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例

昭和61年3月25日条例第4号

改正

昭和62年3月16日条例第2号
平成元年9月26日条例第24号
平成2年3月30日条例第7号
平成4年3月19日条例第3号
平成5年3月26日条例第7号
平成7年6月29日条例第21号
平成8年6月28日条例第13号
平成9年3月28日条例第13号
平成14年3月29日条例第12号
平成17年9月30日条例第37号
平成19年6月29日条例第16号
平成20年12月24日条例第30号
平成25年12月20日条例第51号
令和2年6月30日条例第24号

袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市社会体育施設（以下「体育施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、市民の健全なる心身の発達並びにスポーツの普及及び発展を図るとともに、明るく健康的な生活の形成に寄与するため、体育施設を設置する。

2 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市総合運動場	袖ヶ浦市坂戸市場1566番地
袖ヶ浦市今井野球場	袖ヶ浦市長浦580番地76
袖ヶ浦市臨海スポーツセンター	袖ヶ浦市長浦1番地57
袖ヶ浦市長浦運動広場	袖ヶ浦市蔵波611番地
袖ヶ浦市根形運動広場	袖ヶ浦市下新田982番地
袖ヶ浦市永吉運動広場	袖ヶ浦市永吉712番地3
袖ヶ浦市平岡運動広場	袖ヶ浦市野里1564番地1
袖ヶ浦市のぞみ野サッカー場	袖ヶ浦市のぞみ野10番地1

(施設)

第3条 体育施設に別表第1に掲げる施設を置く。

(管理)

第4条 体育施設の管理は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育施設の利用の許可に関する業務
- (2) 体育施設の使用料の収納に関する業務
- (3) 体育施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 体育施設の設置目的を達成するために必要な業務

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務（ただし、体育施設の管理及び運営に関する業務のうち教育委員会の権限に属するものは除く。）

（休場日）

第6条 体育施設の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。

- (1) 年始休場日 1月1日から1月4日まで
- (2) 年末休場日 12月28日から12月31日まで
- (3) 袖ヶ浦市臨海スポーツセンター定期休場日 毎月第4火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条第2項に定める休日（以下「休日」という。）にあたるときは、その翌日を休場日とする。
- (4) 袖ヶ浦市のぞみ野サッカー場定期休場日 毎週月曜日及び金曜日。ただし、その日が休日にあたるときは、月曜日にあつてはその翌日、金曜日にあつてはその前日を休場日とする。

（開場時間）

第7条 体育施設の開場時間は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるとき、又は法人等の団体利用において行事等の運営上やむを得ないと認められるときは、教育委員会の承認を得て開場時間を変更することができる。

（行為の禁止）

第8条 体育施設を利用しようとする者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する行為
- (2) 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為
- (3) 体育施設の施設又は設備を損傷し、又は汚損する行為
- (4) 指定管理者若しくは教育委員会の許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又はこれらに類する行為
- (5) 指定管理者又は教育委員会の許可を受けた施設以外での物品等の展示、発表、宣伝、販売、募金その他これらに類する行為
- (6) 所定の場所以外において喫煙又は火気を使用する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者又は教育委員会が掲示をもって禁じた行為

（利用の許可）

第9条 体育施設の施設及び設備を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「許可利用者」という。）が許可事項の変更又は利用の取消しをしようとするときは、指定管理者にあらかじめその許可を受けなければならない。
- 3 指定管理者は、前2項の許可をする場合において管理上必要と認めるときは、その利用について条件を付することができる。

（利用の不許可）

第10条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育施設の設置の目的に反すると認められるとき。
- (3) 体育施設の施設若しくは設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した利用を制限し、又はその利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可利用者が利用の目的に反したとき。
- (2) 許可利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (3) 許可利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 許可利用者が第8条各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

(5) 許可利用者が第9条第3項の条件に違反したとき。

(6) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があると認めるとき。

2 前項の規定による利用の制限又は利用の取消しにより許可利用者に損害の生ずることがあっても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 許可利用者は、体育施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設の変更許可)

第13条 許可利用者は、体育施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、指定管理者にその許可を受けなければならない。

(使用料等)

第14条 許可利用者は、別表第2に定める使用料を納入しなければならない。

2 前項に定める使用料は、前納とする。ただし国又は地方公共団体が使用するとき、その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 別表第2に掲げる施設以外のものに係る利用料金は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める。

(利用料金の収入)

第15条 教育委員会は、指定管理者に前条第3項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(使用料の減免)

第16条 指定管理者は、規則で定める特別な理由があると認めるときは、使用料の額を減額し、又はその使用料の徴収を免除することができる。

(使用料の不還付)

第17条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、許可利用者の責めに帰することができない事由その他相当の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(点検立入り)

第18条 許可利用者は、体育施設の安全確認の点検等のため、利用中の施設に指定管理者又は教育委員会の職員が立ち入ることを拒むことができない。

(原状回復義務)

第19条 許可利用者は、その利用を終了したとき、又は第11条第1項の規定により利用を制限され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに利用した施設又は設備を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定による原状回復に要する経費は、許可利用者が負担しなければならない。

(損害賠償)

第20条 故意又は過失により体育施設の施設又は設備を損傷し、滅失し、又は汚損した者は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦町営総合運動場の設置及び管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 袖ヶ浦町営総合運動場の設置及び管理に関する条例(昭和52年条例第17号)

(2) 袖ヶ浦町臨海スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(昭和54年条例第27号)

附 則(昭和62年条例第2号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第24号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第7号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年6月1日から施行する。

（袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 この条例の施行の日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に改正前の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例別表の規定により発行した回数券については、平成4年度において発行したものに限り、有効期限を平成5年7月31日とする。

附 則（平成7年条例第21号）

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第13号）

この条例は、平成8年7月25日から施行する。

附 則（平成9年条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの条例の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に発行された回数券については、有効期限を平成9年9月30日とする。

附 則（平成14年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に改正前の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第30号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第51号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（次項において「新条例」という。）第7条、別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日（次項において「適用日」という。）以後の使用について適用し、同日前までの使用については、なお従前の例による。

- 3 適用日前に発行した回数券については、平成26年8月31日まで従前のとおり使用できるものとし、

同日後において当該回数券を使用する場合にあっては、新条例別表第2に規定する使用料に不足する金額をその都度、納入するものとする。

附 則（令和2年6月30日条例第24号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第7条関係）

施設名称	施設種別	利用時間
総合運動場	野球場（夜間照明設備有り）	4月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後9時まで
		12月1日から3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで
	陸上競技場	4月1日から9月30日までの期間 午前8時から午後6時まで
		10月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後5時まで
		12月1日から3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで
	庭球場（夜間照明設備有り）	4月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後9時まで
		12月1日から3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで
今井野球場		4月1日から9月30日までの期間 午前8時から午後6時まで
		10月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後5時まで
		12月1日から3月31日までの期間 午前9時から午後5時まで
臨海スポーツセンター	競技場	午前9時から午後9時まで
	柔道場	
	剣道場	
	多目的室	
	会議室	
	トレーニングルーム	
	プール	午前10時から午後8時までの指定する時間
長浦運動広場	多目的広場	午前9時から午後5時まで
	庭球場（夜間照明設備有り）	午前9時から午後5時まで 4月1日から11月30日までに限り午後9時まで
	小多目的広場	午前9時から午後5時まで
根形運動広場	多目的広場	午前9時から午後5時まで
	庭球場	
永吉運動広場	多目的広場	午前9時から午後5時まで
	小多目的広場	
平岡運動広場	多目的広場	午前9時から午後5時まで
	庭球場	
のぞみ野サッカー場		4月1日から9月30日までの期間 午前8時から午後6時まで
		10月1日から11月30日までの期間 午前8時から午後5時まで
		12月1日から3月31日までの期間

	午前 9 時から午後 5 時まで
--	------------------

別表第 2（第14条関係）

臨海スポーツセンター

区分			時間及び金額	
			午前 9 時から午後 5 時まで 1 時間につき	午後 5 時から午後 9 時まで 1 時間につき
競技場	アマチュアスポーツとして使用する場合	入場料を徴収しないもの	1, 040円	1, 430円
		入場料を徴収するもの	4, 830円	6, 600円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合	入場料を徴収しないもの	4, 830円	6, 600円
		入場料を徴収するもの	24, 200円	33, 000円
柔道場			390円	490円
剣道場			390円	490円
多目的室			450円	560円
会議室			280円	430円

臨海スポーツセンターその 2

区分					金額
トレーニングルーム	1 回 2 時間以内（ただし、利用は中学校修了の者に限る。）				450円
プール	専用使用	（個人使用料のほか） 1 コース 1 時間につき			1,400円
	個人使用	夏期（6 月 1 日から 9 月 30 日まで）	1 回 2 時間以内	小学生 中学生 高校生	210円
				一般	510円
		夏期以外	1 回	小学生 中学生 高校生	210円
				一般	510円

総合運動場、今井野球場、のぞみ野サッカー場、長浦・根形・平岡・永吉運動広場

区分			金額 （1 時間につき）
総合運動場野球場	アマチュアスポーツとして使用する場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	850円
		一般チーム	1,400円
	入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	2,560円
		一般チーム	4,740円
		職業チーム	14,220円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		7,100円
	夜間照明設備	全点灯の場合	6,180円
		半点灯の場合	3,700円
	スコアボード	1 試合	910円
陸上競技場	アマチュアスポーツとして使用する場合	団体使用	1,010円
		個人使用	100円

	入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	小学生 中学生 高校生	4,740円
		一般	9,480円
		職業	23,700円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		4,740円
庭球場（１コートにつき）	アマチュアスポーツとして使用する場合		290円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		3,660円
	夜間照明設備		300円
今井野球場	アマチュアスポーツとして使用する場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	680円
		一般チーム	1,140円
	入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	2,050円
		一般チーム	3,790円
		職業チーム	11,370円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		5,680円
のぞみ野サッカー場	アマチュアスポーツとして使用する場合		1,010円
	入場料その他これに類する金銭を徴収する場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	4,740円
		一般チーム	9,480円
		職業チーム	23,700円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		4,740円
長浦・根形・永吉運動広場（多目的広場）	アマチュアスポーツとして使用する場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	360円
		一般チーム	600円
		個人使用	100円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		3,000円
平岡運動広場（多目的広場）	アマチュアスポーツとして使用する場合	小学生チーム 中学生チーム 高校生チーム	360円
		一般チーム	800円
		個人使用	100円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		4,000円
長浦・永吉運動広場（小多目的広場）	アマチュアスポーツとして使用する場合	団体使用	150円
		個人使用	100円
	アマチュアスポーツ以外その他に使用する場合		750円

備考

- 1 競技場を、アマチュアスポーツに使用する場合で入場料を徴収しないものにおいて、競技場の半面を使用するときの使用料は、規定使用料の５割に相当する額とし、バドミントンコートを使用する場合は、１面につき規定使用料の２割に相当する額とする。
- 2 プールを夏期に個人使用し、２時間を超えた場合の使用料は、超過１時間（１時間未満の場合は、１時間とする。）につき規定使用料の５割に相当する額とする。
- 3 別表第２に規定するもののほか、トレーニングルーム及びプール（専用使用は除く。）については、回数券（１冊当たり１１枚綴り）を発行する。その額は、トレーニングルームにあっては４,５００円、プールにあっては、小学生、中学生及び高校生は２,１００円、一般は５,１００円とする。
- 4 午後５時以降の野球場及び庭球場の夜間照明設備の使用は、４月１日から１１月３０日までの期間に限る。
- 5 本市の住民でない者（本市に存する事業所等に勤務する者を除く。）が使用する場合の使用料は、規定使用料（回数券の場合は、その額とする。）の５割に相当する額を加算した額とする。

- 6 第7条第2項に係る使用料（管理上必要と認めるときを除く。）は、規定使用料（使用時間帯により区分される施設等は高い額）に5割に相当する額を加算した額とする。
- 7 使用時間が1時間未満の場合は、1時間とみなす。
- 8 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。